

長岡市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成27年5月1日

長岡市監査委員 金山 宏 行
同 北 村 敏 雄
同 柴 野 寛

1 監査の対象

市長政策室 秘書課
政策企画課(ながおか・若者・しごと機構推進室を含む。)
教育委員会
子育て支援部 子ども家庭課(子ども家庭センター、柿が丘学園、双葉寮を含む。)

2 監査の範囲

平成26年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成27年4月6日から4月17日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
秘書課	適正に処理されていました。
政策企画課	適正に処理されていました。
子ども家庭課	適正に処理されていました。